

平成28年度福岡県共通感染症発生状況等調査事業実施要領

第1 目的

動物及び人における病原体の保有状況の調査を行い、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」という。）の発生状況を把握することで得られた結果等について、医療及び獣医療関係者並びに行政が共有し、人に感染した場合の迅速な診断につなげる等の共通感染症対策に資することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（以下「保健衛生課」という。）とする。

第3 事業の実施

福岡県内に所在する動物診療施設のうち、公益社団法人福岡県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）から推薦を受けた動物診療施設（以下「協力動物病院」という。）、福岡県保健環境研究所（以下「保環研」という。）及びその他必要な関係機関等の協力を得て行う。

第4 検体採取機関の選定方法等

- (1) 保健衛生課は、県獣医師会に協力動物病院の推薦について依頼を行う。また、皮膚糸状菌アンケート調査の実施について、県獣医師会に協力依頼を行う。
- (2) 県獣医師会は、「別紙1」に定める地域ごとに協力動物病院を選定し、保健衛生課に推薦する。

第5 調査等実施期間

- (1) 検体採取
平成28年6月～平成28年9月
- (2) 検査実施
平成28年6月～平成28年11月
- (3) 検査結果の分析・評価
平成28年12月～平成29年3月

第6 調査対象及び検査法等

本事業の対象疾病、対象動物及び検査方法等は、以下のとおりとする。

- (1) 対象疾病
 - ①食中毒細菌による感染症（網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」※により病原体等遺伝子等が検出できるものに限る。）

※ 網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」とは、サルモネラ、カンピロバクター、ブドウ球菌、ウェルシュ菌、セレウス菌、腸炎ビブリオ、コレラ菌、リステリア菌、エルシニア、腸管出血性大腸菌等の病原体等遺伝子をリアルタイムPCRで検出する手法である。
 - ②パストツレラ感染症
 - ③トキソプラズマ感染症
 - ④猫ひっかき病
 - ⑤重症熱性血小板減少症候群（以下「SFTS」という。）
 - ⑥日本紅斑熱

⑦皮膚糸状菌症

(2) 対象動物（者）及び採取検体

①食中毒細菌による感染症

犬および猫の糞便

②パストツレラ感染症

犬および猫の口腔ぬぐい液

③トキソプラズマ感染症及び猫ひっかき病

猫の血液

④SFTS及び日本紅斑熱

犬および猫に付着したマダニ

⑤皮膚糸状菌症

皮膚糸状菌症に罹患していることが疑われる、又は診断された犬及び猫

※アンケート調査のみとし、採取検体はなし

(3) 検査方法等

①食中毒細菌による感染症

協力動物病院にて、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する犬及び猫の糞便を採取し、保環研で網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」により食中毒細菌の病原体等遺伝子の有無を確認する。サルモネラ及びカンピロバクターの病原体等遺伝子が検出された場合については、病原体の分離同定及び薬剤感受性試験を追加で行う。

②パストツレラ感染症

協力動物病院にて、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する犬及び猫の口腔ぬぐい液を採取し、保環研で病原体の分離同定を行う。

③トキソプラズマ感染症および猫ひっかき病

協力動物病院にて、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する猫の血液を採取し、保環研に搬入後、民間業者でIgG抗体検査を行う。

④SFTS及び日本紅斑熱

協力動物病院にて、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する犬及び猫に付着しているマダニを採取し、保環研でウイルスの保有状況についてリアルタイムPCR検査を行う。

⑤皮膚糸状菌症

協力動物病院に、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院し、皮膚糸状菌症に罹患していることが疑われる、又は診断された犬及び猫について、その接触者である飼い主に対し、皮膚糸状菌感染症様症状の発生がないか等についてアンケート調査を行う。

(4) 検体採取及び搬入方法

詳細については、「別紙2」に定める。

※本調査における対象疾病等について

対象疾病	検査対象	検査法	検査機関	予定検体数
・食中毒細菌による感染症 ^{※1}	犬及び猫の糞便	・遺伝子検査 ・サルモネラ、カンピロバクターについては必要に応じ	保環研	犬：20 猫：20

		て分離同定、薬剤感受性試験を追加		
・パストレラ感染症	犬及び猫の口腔ぬぐい液	・分離同定		犬：20 猫：20
・SFTS	マダニ	・遺伝子検査		40 ^{※2}
・日本紅斑熱	マダニ	・遺伝子検査		40 ^{※2}
・トキソプラズマ感染症	猫の血液	・IgG抗体検査	民間業者	20
・猫ひっかき病	猫の血液	・IgG抗体検査		20
・皮膚糸状菌症	罹患が疑われる、又は診断された犬及び猫	・接触者である飼い主等に対する聞き取り調査	—	—

※1 網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」により病原体等遺伝子が検出できるものに限る。

※2 マダニは幼虫、若虫、成虫で検査に必要な匹数（プール）が異なることから、実際にリアルタイムPCR検査実施に用いた1プールを1検体とカウントする。

第7 調査結果等の取扱い

(1) 検査結果の報告

- ①各検体の検査結果については、民間業者での検査結果とあわせて保環研でとりまとめの上、別紙様式「検体管理票」により保健衛生課あて報告する。
- ②検査結果について、保健衛生課は、協力動物病院に対し結果を還元する。

(2) 検査結果の分析・評価

- ①保健衛生課は、県獣医師会に対し、調査結果等の分析・評価の依頼を行う。
- ②保健衛生課は、県獣医師会が行った調査結果等の分析・評価を踏まえ「平成28年度福岡県共通感染症発生状況等調査事業報告書」（以下「結果報告書」という。）として取りまとめを行う。

(3) 情報提供

結果報告書については、福岡県共通感染症対策協議会において報告するとともに、公益社団法人福岡県医師会、公益社団法人福岡県獣医師会、保健所設置市、関係機関等に情報提供を行う。

第8 その他

本実施要領に定めるほか、必要な事項については保健衛生課長が定める。